

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡市 ICT 利活用調査等業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価及び事業者の選考は、本業務に係る部局の職員（以下「評価員」という）で行う。
- (2) 評価員は、企画提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者 1 者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案内容が要件を満たしていない場合は失格とする。
- (2) 企画提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各評価員が採点する。
- (3) 採点結果が 50 点を下回った場合は失格とする。
- (4) 各評価員の評価点を平均して算出したもの（少数第 2 位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各評価員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1 回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (6) 提出された提案書が 1 件であった場合については、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは、優秀な提案者として選考する。
- (7) プレゼンテーションの実施及び実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響を考慮し、決定及び通知する。

4 選考評価基準

内容		主な評価の視点	配点
業務実績等		<ul style="list-style-type: none"> 本業務の内容と同種または類似業務の受託実績が充分であるか。 	10
提案書	基礎事項	<ul style="list-style-type: none"> 受託にあたり、業務内容への理解があり、積極性はあるか。 業務を遂行するための実施体制、連絡体制は適切か。 従事者は十分な専門知識、資格を有しているか。 適正なセキュリティ対策を行う体制等があるか。 自治体のデジタル化を理解しているか。 	20
	現状認識等	<ul style="list-style-type: none"> 市の現状からの確に課題を把握・理解、分析できるか。 課題に対して、実効性があり効果的な提案ができるか。 本業務の成果を高めるための創意工夫が見られるか。 デジタル化に対する知見や情報収集能力があるか。 	30
	実施手法	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握のための方法や分析手法、感染症対策は適切かつ具体的か。 実施行程、スケジュールは適切か。 中間報告、最終報告の目的を理解し、それに対し高い効果を発揮する成果品が期待できるか。 	35
見積書		<ul style="list-style-type: none"> 見積額は適正か。 	5
合計			100